

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1003010	道州制北海道スタンダード 歳入徴収金回収プロジェクト		<p>始めに、滞納者は税を始め給食費、公営住宅料、水道料等も滞納している多重債務者が多く、滞納者の納付意識は民間債務を優先とし、町債務への支払意識は低く、とりわけ町外に転出すると「逃げ得」の意識が強くなっている。</p> <p>1. 現行法における町歳入徴収金の滞納処分手法は債権により、次の2区分となっている。</p> <p>①税債権は自力執行権により町が執行機関として実施 ②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起。</p> <p>2. これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分の手法を自由に選択できるよう改正を提案します。</p> <p>【具体的に対象とする債権名】</p> <p>①強制徴収公債権名：道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金</p> <p>②非強制徴収公債権名：水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿汲み取り手数料、幼稚園保育料</p> <p>【法の整備】共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化</p>	<p>税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。</p> <p>1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発行している。</p> <p>2. 現行法では滞納者が発生すると、次の滞納処分をしている。 【下水道料は①の自力執行権で預貯金調査をし差押え】、【水道料は②により裁判所へ訴えの提起】をしている。</p> <p>3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しながら訴訟のみ納付し、下水道分は納付することなく滞納が続いています。原因は税(預貯金口座調査の限界と金融機関費用増加)をなめるも、裁判は怖い。</p> <p>4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化や効率的に進めるとともに、町財源と住民の公平感の確保を図るため提案するものです。</p>		新得町	北海道	<p>総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省</p>
1006010	外国人研修・技能実習制度の見直し		<p>■技術移転実習移行対象職種（63種116作業）の拡大 ■研修・技能実習受入の見直し ■技能実習期間の延長</p>	<p>医療保健福祉分野への就労者確保のためフィリピン、インドネシアEPAにより外国人介護士（看護師）候補者の受入れを本年度より行う。サービス水準を確保、向上させるためには受入施設のOJT指導や標準化された教育研修を行うことが肝要。外国人研修・技能実習制度の趣旨を踏まえ効果的かつ積極的な運用を図る外国人介護人材養成システムを構築する。研修・技能実習の関係は日本語教育等は送出国で、日本国内では技能実習を重点化、効率化を図る。技能実習は実習と教育を一体的に行うプログラム提供。（介護福祉士国家試験受験資格要件「3年以上の経験+600時間程度の養成研修」システム化）</p>		社会福祉法人豊の里	宮崎県	<p>法務省 厚生労働省</p>

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1036010	家事使用人の在留許可申請にかかる、雇用者たる外国人の要件の緩和		東京の都心部に拠点を置く海外の金融機関に勤務する外国人従業員を対象として、家族の家事・育児を担う家事使用人の在留許可申請に関して、雇用者たる外国人の要件を緩和する。	<p>日本経済活性化の一環として、金融・資本市場の競争力を高めることが重要であり、高度な金融技能を備えた外国人を増やすことが必要であることは、金融庁が昨年12月21日に発表した「金融・資本市場競争力強化プラン」でも謳われているところです。</p> <p>東京は、金融センターとして、ニューヨークやロンドンのみならずアジアでもシンガポール、香港、上海などと競合しており、当協会に加盟する金融機関の外国人従業員も、これらの都市で働いた経験がありますが、これらの都市と比べると東京は、外国人を受け入れる環境が不十分であり、とりわけ、家族の家事・育児を担う家事使用人が在留資格を取得することが極めて困難だという問題が存在します。現状では、家事使用人の雇用者として適格とされるのは金融機関の一握りの最高幹部のみです。このため、高度な金融技能を備えていながら、東京での勤務を諦めざるを得ないケースもあります。当協会が、昨年12月に会員会社を対象に実施したアンケートでも、申請が却下された事例が多くみられ、経営幹部であっても事業所の長に準ずるとまでは言えないケースや、76人もの部下を抱えていても却下されたケースもありました。</p> <p>当協会は、会員会社の多くが、内閣官房の「国際金融拠点機能強化プラン」に記された2つの区域（「東京駅・有楽町駅周辺地域」および「環状二号线新橋周辺・赤坂・六本木地域」）およびその周辺地域に集中していることから、これらの地域を対象として、家事使用人の在留許可申請に際して、雇用者たる外国人の要件緩和を要望します。</p> <p>(注) 別紙事業内容書あり。</p>		国際銀行協会	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省
1037010	外国人の家事使用人にかかる在留資格要件の緩和		外国人家事使用人を雇用する者の資格要件のうち、①「投資・経営」又は「法律・会計業務」の資格をもって在留する、②事業所等の長又はこれに準ずる地位にある者で、③申請の時点において13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの、の要件を、(1)東京都23区の特定の地域（新宿区、港区、品川区、渋谷区、千代田区、墨田区及び中央区の全域）内に所在する事業所等に勤務し又は当該地域内に居住し、(2)金融関連サービス業に従事する外国人については、これを撤廃又は代替的手段をもって緩和する。	<p>左記の特定の地域内で勤務又は居住する外国人金融ビジネスパーソン等が雇用する外国人家事使用人について、左記①～③の要件を、撤廃又は雇用者に一定の経済的要件を求めるなどの代替的手段をもって緩和する。</p> <p>(1) 事業の必要性</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国人家事使用人の重要性 雇用者の在留資格の要件（左記①）の不合理性 雇用者の地位の要件（左記②）の不合理性 雇用者の家族構成の要件（左記③）の不合理性 競合国においては左記①～③のような制限はない 本提案は出入国基本計画や国際金融拠点機能強化プランを具体化するものである 本事業に実質的効果を持たせるためには左記地域における規制緩和が必要である <p>(2) 事業の許容性</p> <ol style="list-style-type: none"> 雇用者の限定により費用対効果が高い一方、入管政策に与える影響は軽微である 雇用者を金融関連サービス業に従事する者に限ることから、弊害発生の可能性は低い 雇用者の在留資格・地位に関する要件は、経済的要件によって代替可能である <p>(詳細は別紙事業内容書のとおり)</p>		在日米商工会 議所	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1046060	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与		資本金1億円以上の成長事業を展開する本社設置 外資系企業について、在留資格「投資・経営」 「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国 人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追 加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活 発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、と りわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。 これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。高 度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要な人材である外国人企業関 係者が、親の問題で入国が困難になったり、在留できなくなることがないよう、親の活動を「特定活 動」に加えることを求めるもの。		兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省
1046070	「企業内転勤」の転勤前関連業務 従事要件の緩和		成長産業分野の外国・外資系企業について、在留 資格「企業内転勤」にて要求される関連業務経験 期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和す る。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活 発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このような中、とりわけ、成長産業分野における海外 からの新たなビジネス手法やマネジメントシステムの導入の一層の促進は、今後の地域経済の活性化・ 発展において極めて重要である。 上記に鑑み、兵庫県では、産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（産業集積条例）を制 定するなど、成長産業分野の外国・外資系企業の立地・集積の促進を図っているが、同時にこれら企業 の立地・定着においては、時期を失することがない適切な人材の確保と配置が重要である。このことか ら、成長産業分野の外国・外資系企業に対して、兵庫・神戸で勤務させることを前提に海外で雇用した 従業員のうち、雇用前の別会社において「技術」「人文知識・国際業務（うち人文知識）」分野で3年 以上の実務経験を有する者に限り、転勤前の従事期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和するこ とを求めるものである。		兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1047020	再入国許可の有効期間の延長		<p>再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。</p> <p>なお、申請時に有効期間の延長を希望する場合は、受入機関より再入国許可申請の延長が必要であることを証する資料を提出することで、当該有効期間の延長（最大在留期間まで）を個別に判断するものとする。</p>	<p>世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由： 播磨科学公園都市では外国人研究者が最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻りに再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。</p> <p>「規制改革推進のための3か年計画（改定）（平成20年3月25日閣議決定）」においても新たな在留管理制度の構築を前提として再入国許可制度の見直しを検討することが定められているが、「特定研究活動」の場合、在留期間と再入国許可の有効期間に差があるのが現状であり、また申請にあたり手数料等も発生することから、再入国許可の延長を行うことにより研究者の負担を軽減したい。</p> <p>なお、再入国許可申請時に有効期間の延長を希望する場合は、延長が必要であることを証する資料（受入機関からの在籍証明、必要性を示す資料等）をあわせて提出することで、個別の対応を願いたい。</p>		兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省
1047030	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の撤廃		<p>「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」（うち国際業務）へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数（3年以上）の撤廃を求める。</p>	<p>世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由： 播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期（最大5年間）で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。「資格外活動許可」を得ることで一定の活動は可能となるが、週28時間以内という制約があるため、フルタイムでの活動ができず不十分である。</p> <p>そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」（うち国際業務）に在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件を撤廃することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。（国において、国家資格等の相互認証など、現状の学歴・実務経験要件と同等レベルであることの客観的な評価体制の整備に取り組むよう求める。）</p>		兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1051010	外国人の在留資格変更申請の柔軟化		<p>「短期滞在」の在留資格で滞りしている外国人が、日本での投資の準備ができたとき、又は就職が決定した場合、現在は、「短期滞在」の在留資格から「投資・経営」「人文知識・国際業務」等への在留資格への変更申請は認められていないが、「在留資格認定証明書」の申請を経ずに直接在留資格の変更手続きができるよう措置する。</p>	<p>日本において事業の実施又は就職を希望する外国人は、「短期滞在」の在留資格において日本に滞在しその準備活動を行うことが多くみられ、特に査証免除国の国民は、自由に日本に入国できることから、「短期滞在」の在留資格で準備活動を行うことが多い。 このような状況で、事業の準備が整う又は就職先が決定等した場合に、現行法の運用では、「短期滞在」の在留資格から、「投資・経営」等への在留資格の変更が認められておらず、「在留資格認定証明書」を本人又は日本の関係者が申請し、たまたま運良く「短期滞在」の期間内に認められれば、在留資格の変更を申請することができるが、「在留資格認定証明書」の発行には、2か月程度かかる場合もあり、せっかく日本において準備が整っているにもかかわらず、一度、本国その他の第三国に出国しなければならぬ状況になっております。 このようなことは、当該外国人にとって時間と費用において、非常に大きな負担となるものであり、日本に対する投資の促進や人材の国際交流の阻害要因となっております。 そこで、「短期滞在」から「投資・経営」等の就労資格への在留資格の変更申請を認めていただきたいと要望するものです。</p>		個人	東京都	法務省
1051020	官公庁へのオンライン申請の代理人の範囲の拡充		<p>政府・地方自体等に対してオンラインを利用して代理人により手続きする場合には、管轄官公庁の各手続き毎に特定の有資格者のみに限定されているが、この有資格者の範囲を拡大し、電子政府の推進を図る。</p>	<p>官公庁に対する手続きについては、かなりの分野においてオンラインによる申請が可能となっておりますが、どの分野においてもその普及率は低いと言わざるを得ない状況となっております。 これは、オンライン申請はパソコンに慣れない者にとって、非常に面倒であるというのが一因であると考えられますが、これを補完するのが、行政書士等の専門職ですが、各士業法により、そのできる範囲は限定されております。 例えば、許認可関係・会社定款であれば行政書士、登記関係は司法書士、税務関係は税理士、社会保険関係は社会保険労務士、というように行政庁と士業が正に縦割りの関係で繋がっており、電子申請も各々その限られた士業が扱っております。 このような、固定化された手続き者の制度が電子政府の進展を阻んでいると考えられますので、ここに挙げた4士業においては、相互に自由に代理人として手続きが行えるようにし、各手続きにおける電子申請の担い手を大幅に増やすことが電子申請の利用率を高め、官公庁の事務処理の効率化に資すると考えますので、所要の法改正を要望します。 また、このような縦割り士業は一般市民からみたとときには、誰に何を頼んだら良いのかわかり難く、また、各手続き毎に依頼先を探さなければならず、一般市民にとっても大変不便なものであり、官公庁と市民との距離を広げてしまう要因ともなっているものと思料いたします。</p>		個人	東京都	総務省 法務省 財務省 厚生労働省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1066010	大学が単位認定する有償・長期 インターンシップ活動に参加する 留学生に係る在留資格外活動許可 の不要化		大阪府内の企業が大学と連携して行う有償の長期インターンシップ活動で、一定の要件を満たすものについては、当該インターンシップ活動に係る大学が届出を行うことにより、在留資格内の活動として、当該インターンシップ活動に参加する留学生に係る在留資格外活動許可を不要とする。	<p>我が国では、少子高齢化に伴い、労働人口が減少する中で、世界から高度人材の受入れを拡大することが喫緊の課題となっている（経済財政改革の基本方針２００８）。</p> <p>留学生が企業の中で就業経験を積めるインターンシップ活動は、教育を受けるという留学生の在留目的に合致するばかりでなく、インターンシップ活動を通じて、留学生と企業が相互理解を深めることにより、卒業後に国内企業への就職を促進し、高度人材の受入れの拡大に貢献するものである。この場合に、インターンシップ活動は、長期になるほど効果が高いとされており、さらに、長期のインターンシップ活動は、参加者に責任感や意欲を引き出す等の観点から、有償であることが望ましいとされている。</p> <p>しかしながら、このような長期インターンシップ活動を有償で行う場合には、当該インターンシップ活動に参加する留学生は、出入国管理及び難民認定法第１９条第２項の規定に基づく在留資格外活動の許可が必要で、活動時間の上限等の制限があることから、当該インターンシップ活動は、留学生、企業の双方にとって有用にも関わらず、十分に活用されていないのが実態である。</p> <p>このため、大阪府内の企業が大学と連携して行う有償の長期インターンシップ活動で、次の要件を満たすものについては、当該インターンシップ活動に係る大学が法務大臣に届出を行うことにより、在留資格内の活動外活動として、当該インターンシップ活動に参加する留学生に係る在留資格外活動許可を不要とする。</p> <p>① 大学が授業の一環として単位を付与するものであること。 ② インターンシップ活動が１カ月を超える期間であること。</p>		大阪府	大阪府	法務省 厚生労働省
1066020	留学生が国内企業に就職する際の 在留資格の変更許可基準の緩和		留学生が大阪府内の企業に就労する場合で、一定の要件を満たす者であるものについては、法務大臣による在留資格の変更許可基準を緩和し、専攻科目と従事業務との整合性の要件を適用しないこととする。	<p>我が国では、少子高齢化に伴い、労働人口が減少する中で、世界から高度人材の受入れを拡大することが喫緊の課題となっている（経済財政改革の基本方針２００８）。我が国の大学に就学する留学生の多数が、卒業後の進路として国内企業への就職を選択するのであれば、高度人材の受入れの拡大に貢献するものである。</p> <p>留学生が国内企業へ就労する場合は、出入国管理及び難民認定法第２０条第３項の規定に基づき、在留資格を留学から就労目的に変更するための法務大臣の許可が必要であるが、当該許可は、専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられるものの、原則として上陸許可基準に適合していることが考慮されることとされている（「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」（平成２０年３月法務省入国管理局））。</p> <p>この場合に、当該基準は、留学に係る大学の専攻科目と就労先の従事業務との整合性が求められているが、特に、文系科目を専攻した留学生が就労する場合には、このような整合性の立証が困難で在留資格の変更の許可がなされないことが多いなど、優秀な留学生を十分活用できていないのが現状である。</p> <p>このため、留学生が大阪府内の企業に就労する場合であって、次の要件を満たす者であるものについては、法務大臣による在留資格の変更許可基準を緩和し、専攻科目と従事業務との整合性の要件を適用しないこととする。</p> <p>① ４年生大学又は大学院を卒業していること。 ② 一定以上の日本語の能力があること。</p>		大阪府	大阪府	法務省 厚生労働省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1070010	オンライン商業登記の際に行政書士電子証明書の使用を可能にして頂きたい。		<p>1. 現在、公認会計士に認められている商業登記の代理権を、行政書士にも認めて頂きたい。</p> <p>2. 具体的には、司法書士法の改正、もしくはは法務省通達を出して頂きたい。</p> <p>3. 政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。</p>	<p>会社法が大改正され、日本も起業しやすい法制度が整いつつあります。しかし、現状では商業登記を依頼することができる専門家は司法書士とされており、起業家の方々の多様なニーズに応えることができていません。</p> <p>この点、行政書士であれば、日常的に企業の営業許可の取得手続きの支援を行っているため、会社の登記まで行えるようになれば、起業家の時間・費用を節約することができます。</p> <p>行政書士は、会社の定款を作成する専門家であり、法的知識・能力については十分に担保されています。</p> <p>このことは、電子定款の作成についての実績数により確認することも可能だと思われます。</p> <p>また、行政書士は、日本公証人連合会から業務として定款の代理作成をすることが可能である旨の公式見解が出されている唯一の士業でもあります。</p> <p>能力担保としての商業登記法の知識については、一定の研修などを行政書士に課することで十分担保できると考えられます。</p> <p>このことは、公認会計士にも登記申請代理が認められていることから明らかです。</p> <p>(公認会計士試験は、商業登記法が試験科目とされていません。)</p> <p>本提案を実現するためには、司法書士法を改正して行政書士にも登記申請代理を認めて頂くのが一番であり、公認会計士のように法務省の通達で認めて頂く方法もあります。</p> <p>なお、政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。</p> <p>登記の専門家であるべき司法書士でも、オンライン申請に習熟できていない事務所が多数あることから、司法書士以外にも国民の受け皿の拡充を図る必要性が高いと思われます。</p>		個人	滋賀県	法務省
1082010	一般廃棄物処理業許可、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可要件(欠格要件)の見直し		<p>現行法では許可を受けることができない者の要件(欠格要件)が定められており、「刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」は欠格要件該当者となり、保有する一般廃棄物処理業許可、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可があった場合は全て許可取消し(義務的取消し)となる。</p> <p>これらの許可について、形式的に欠格要件に該当することになった場合であっても、過失によるもので、かつ、業務外における私的な行為であれば裁量的許可取消しとされたい。</p>	<p>提案理由： 本提案は、悪質な廃棄物処理業者の排除を目的とした欠格要件が、循環型社会の構築に向けた取組みを阻害しないよう提案を行うものである。</p> <p>添付資料として仮設事例(私的な行為に関係して許可が取消される事例)を示すが、本来の廃棄物処理法の趣旨は、廃棄物処理業を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことである。しかしながら、実際は想定外の事例(友人との酒席における口論の末、小突いてしまった等。)により許可が取消されているようなことも発生している。</p> <p>罪刑法定主義の観点から、刑法に触れる罪は当然容認すべきではない。しかしながら、全ての者が廃棄物処理法で考える「悪質な業者」に該当するかといえば、必ずしもそうとはいえず、本来の趣旨に比較し、過大な行政処分であると思料する。</p> <p>よって、廃棄物処理とは直接関係のない、過失によるもので、かつ、業務外における私的な行為が、廃棄物処理事業に影響が及ぶことは行き過ぎた規制であるため、このままでは民間の行う廃棄物処理事業に致命的な影響を与え、ひいては地域経済に影響を与えると考え、緩和を求めるものである。</p> <p>なお、欠格要件該当性の判断は判決書を見なくてはならないが、行政処分庁の負担を増やさず、かつ、適正判断ができるように、裁判所による判定書を添付させる制度を求める。</p>		行政書士笹島総合事務所	東京都	法務省 環境省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1082030	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類の拡充		行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類に、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書（登記されていないこと等の証明書に限る。）、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書、市町村長発行に係る身分証明書（破産者ではないこと及び旧民法の禁治産、準禁治産者ではなく、また、後見登記の通知を受けていないことを証明する書類、戸籍に関する行政証明。）を加えられたい。	<p>国民の利便性の向上、行政書士による円滑な事務の推進の観点から本提案を行うものである。現在、行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類は、住民基本台帳法に基づく住民票や除票、戸籍法に基づく戸籍謄本や除籍謄本に限られる。それぞれの法律において特定事務受任者として行政書士（行政書士法人を含む。）が明記されている。このことは、行政書士法第1条の3に基づく官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類の作成（法定独占業務）に不可欠であるため、他人からの依頼があったことをもって、上記のうち必要な公的証明書類を職務上の権限で請求・取得することができることを公が認めているものと理解する。</p> <p>近年の複雑・多様化する行政規制に対応して、行政書士は官公署に提出する書類作成業務として許認可申請を多く手掛けるが、外国人の増加や多様化する社会などの影響により法定添付書面が増え、職務上請求の枠組みが現在の社会状況に合っていないものと考えられる。</p> <p>一般的に、法人が営業のために取得する許認可には厳格な許認可要件があり、法人役員の全てが成年被後見人ではないことの確認として成年後見登記がされていないことの証明書の添付が法定されている。また、法人役員に外国人が就任することが多く、添付が法定されていないものの行政機関の指導により住民票の代わりとして外国人登録原票記載事項証明書が必要とされている。さらに、法人役員の全てが破産者ではないことの確認として市町村長発行に係る身分証明書が求められることがある。</p> <p>したがって、職権における公的証明書類の拡充を求める。</p>		行政書士笹島総合事務所	東京都	総務省 法務省
1083010	家事審判法第9条に基づく甲類審判事項（民法に基づく争訟性のない事務）の一部を関係する法律隣接職に開放する件		家事審判法第9条に基づく甲類審判事項（民法に基づく争訟性のない事務）について、開放できる事務、開放できない事務に区分し、開放できる事務について関係する法律隣接職（税理士、行政書士）に開放されたい。	<p>一国民の視点から、また、国民へのワンストップサービス向上の観点から、税理士、行政書士が家事審判法第9条に基づく甲類審判事項に関与すべく提案するものである。現行法では、司法書士又は司法書士法人でない者は、家庭裁判所に提出する書類の作成を業とすることはできない。専門的かつ高度な案件は国民の権利保全の観点から全く異論はない。</p> <p>しかし、紛争性がなく、かつ、簡易なものまで「裁判所に提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすため、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、司法書士以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。」とする一般的見解には異論がある。</p> <p>9条各号を個別に見てみると、11号「財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分」は、日常業務の延長線にある税理士に最も適格性があり、行政書士においても適格性がある。</p> <p>行政書士の関係では、6号の「子の氏の変更についての許可」は行政書士による離婚協議書作成の延長線上にある。子の親権者が氏を婚姻前の氏に戻す場合には市町村役場への対応で済むが、子の場合は家庭裁判所の許可が必要となり、行政書士は関与することができない。その他代表例では、29号「相続の放棄の申述の受理」、34号「遺言書の検認」などが挙げられる。</p> <p>甲類審判事項の申立書は、家庭裁判所に備付けられた定型書類で、記載例を見ながら誰でも容易に作成できるが、事案に応じた法的な素養は当然必要である。税理士、行政書士はそれら素養は十分に満たしているものとする。誰が、誰の役に立つ制度なのか、関係団体と協議の上、真摯に検討していきたい。</p>		個人	東京都	法務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1086010	行政書士への法律相談の開放		行政書士業務に対する規制緩和	<p>行政書士は、当事者を代理して遺産分割協議書、契約書等を作成できることから、一般市民から相談を受けることが多い。にもかかわらず、弁護士法72条により、法律相談はできないとされている。法的紛争事件を扱う弁護士や認定司法書士とは異なり、行政書士は紛争を回避するための契約書等の作成を扱う国家資格者である。また多くの国民は、裁判ではなく当事者同士で円満に事件を解決したいと望んでいる。したがって、行政書士が法律相談を受けられるようになれば、法的紛争事件の増加を抑制することができると思われる。</p>		個人	京都府	法務省